

町へ合併して、魚市場一ヶ所とは成りたりけん。但しその合併せし年月はいまだ詳かならず。堅町青物市場の書札等にて考ふれば、享保年中までも市場ありたる如く聞ゆれど、魚市場はそれより早く既に合併して、青物市場のみ享保年中迄ありたるならんか。魚問屋野々市屋五右衛門が子孫は、後々までも此の魚屋町に居住して、正徳の頃尙魚問屋を勤めたり。其の巨細は下條に載す。又文化年中まで、魚屋町と呼びたりし町内は、毎戸近江町市場の如く六尺軒にて、軒下皆柱立に作りありしといへり。然るに追々造り替へて、天保・弘化の頃までは僅かに彼の野々市屋の近所二・三戸残りありしかど、今は全く造り替へて絶えたり。右六尺軒になしたるも、いにしへ此の地魚市場なりし頃の名残にて、寶曆九年の火災に市場を建てたる古家共は一たび焼失せしかど、昔の流例にて六尺軒に再造せしものなるべしといへり。市場などを六尺軒に造る事は、利常卿の時よりの定ならんか。

○魚商賈事略

和名抄に、魚。文字集略云。魚語居反。和名字乎。俗云伊遠。

水中連行蟲之搥名也。とありて、本名をうをといひ、いをといふは俗語なり。今世人魚類をさかなと呼べるは誤也。下學集飲食門に、肴與餚同字。さかな。とあり。和訓栞に、さかな肴をよめり。下酒の物をいふ。酒魚の義なるべし。魚鳥に肴といひ、菜蔬に餚といふ。山肴・野餚などいへり。廣韻には、凡非穀而食者曰肴。或作餚通作殺。と見たれば、字義は必ずしも海味に限らざるなりと。又云ふ。魚舟に到りて魚を買ふ者、もしさかなといへば、拒んで與へず。肴は些少のものなれば、向來を祝すといへりと。平次按ずるに、今世人魚店を肴店と呼び、魚商人を肴屋と呼べるなど、皆後世の呼び誤りにて、その實は酒肴より移りたるもの也。又酒肴を俗に酒のさかなといふも非也。肴は即ち酒菜にて、酒のさかなといふは重語といふべし。魚類をさかなと呼べるも輓近の事にあらず。温故足徵に載せたる吾が舊藩祖大納言利家卿の印書に、既に左の如く載せられたり。

二日より毎日尾山へ可相届候。請取を以令算合候。無沙汰之在所、急度可成敗者也。

八月五日

黒 印

大のみ百姓中

按ずるに、右は天正十三年越中佐々内藏助征伐として、秀吉公北國出勢の時也。又江州今津甚右衛門家藏古文書中、前田利政君の判書にも、左の如く載せられたり。

尙々さかなども急下候而、人足二人早々申付、加賀さかひまで成共送届可申候。以上。

此之通孫一かたへも申遣べく候間、御きも入られ候。俄に態申遣候。然者坊かたより、高岡年寄共振舞候付て、俄に此方へさかなども相調に參着候。則十五日之用意之由候へ共、十二日・十三日に高岡へ下着候様にと、使者急候而、其方手前之人足二人申付、せめて越前路まで送届可申候。急に付て夜通に指下候條、早々二人、芳春院百姓二人申付指下可申候。孫一かたへ可申遣候へ共、果申間敷候間、其方へ直に申遣候様にと申遣候。恐々謹言。

二月七日

孫四 利 正判

金澤甚六殿へ

右は慶長五年利政君上方へ流浪し給ひ、京都角倉與市方に寓居中の書簡にて、慶長末頃の書面なるべし。おもふに、慶長の末頃までも魚鳥諸浦よりの運送方不自由なりしゆゑに、上方まで申遣候。上方より送り越したるなど、其の時世の事おもひやるべし。改作所舊記に、左の連書を載せたり。

十一月十七日

津田 玄蕃  
奥村 因幡  
前田 對馬  
今枝 民部

浦々に而取候生魚、金澤に着候分者、宿繼に無構、何方之馬に而茂直相通候。干物・鹽物は如跡々可爲宿繼候。若於相違者曲言可被仰付旨、宿々堅可被申付候。恐々謹言。

右は萬治二年三月頃の書札也とあり。又萬治三年四月幕府より國目付として、能勢次左衛門・渡部筑後兩人金澤到着、十月江戸下向に付、城内に於て饗應あり。此の時會所より